

## 第13回労働市場改革専門調査会議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：平成19年9月21日(金) 16:00～16:40
2. 場所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室
3. 出席者 会長 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部教授  
専門委員 井口 泰 関西学院大学経済学部教授  
同 小林 良暢 グローバル産業雇用総合研究所所長

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 第2次報告とりまとめに向けて
- (2) その他

### 3 閉会

### (配布資料)

資料1 労働市場改革専門調査会第2次報告(案)

---

(概要)

○冒頭、八代会長より議事等説明。

(八代会長) 第13回労働市場改革専門調査会を始める。

本日、非常に残念なことに大勢の委員が欠席されているが、別途、意見をいただき、おおむね了解もいただいているので、それらも含めて議論いただきたい。

本調査会運営規則第4条3項に「会長は調査会の議題等により、必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる」という規定があるので、欠席者は多いものの開催させていただく。

本日は、第2次報告のとりまとめに向けた最終的な意見交換を行っていただき、とりまとめをお願いしたい。

それでは、議事に入らせていただきたいと思うが、私の方から本日欠席している委員の意見も踏まえた第2次報告の案について説明させていただく。

1頁に「序」があるが、これは外国人労働と在宅勤務法制という2つの異なるテーマを結び付けるために私の方で書き加えたものである。

第1次報告で言及した6つの壁のうち、国境の「壁」と働き方の「壁」を是正するための具体的措置について検討したと記述している。

最初の「外国人労働に関する制度改革について」だが、現状では途上国への人材開発の貢献という研修制度の建前と実態との間にやはり乖離があり、それらをきちっと是正するとともに、本来の発展途上国の人材開発、産業構造の高度化、労働力のミスマッチへの対応という観点から、外国人労働の問題を特に研修・技能実習制度との絡みで議論する必要がある。ただし、その際に、労働者の競合問題や、地域社会への影響を留意しなければいけない。

それから、現行の研修・技能実習制度の概要と問題点として、制度本来の趣旨から逸脱する傾向が見られることから、運用面で改善が必要であるが、それについては強制力や労働者性の判断機会確保に限界があるという指摘をしている。そこで、新たな制度再構築の必要性があり、その方向性としては、研修・技能実習の区分を見直し、実務研修生にも労働法を適用する、これが一番大きなポイントである。ただし、現在の研修のうち座学部分については給与の対象とならない。2番目には高度技能実習制度の導入、3番目には対象職種の設定・対象職種範囲の弾力的な見直し、4番目には技術移転という本来の趣旨の徹底化を挙げている。

最後に就労可能な在留資格の見直しという形で、専門的・技術的分野の就労可能な在留資格の弾力化。その中には技能実習や高度技能実習の受講も就労可能な在留資格の一つとして含むということを提言している。

もう一つの「テレワーク(在宅勤務)促進のための労働法制の見直し」については、今、別の会議(ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議)でも議論されているが、ワーク・ライフ・

バランスの実現を図る手段として、労働者の在宅勤務を活用することが非常に重要であるが、そのときに、労働法制の面から幾つか問題があると考えられる。現状では在宅勤務には、基本的にセールスマンのような事業場外労働のみなし労働時間制の適用が認められているわけだが、本来の働き方に則した労働時間制の適用が原則である。事業場外のみなし労働時間制は、労働時間が把握できないというときに限ってみなすという、非常に厳格な原則と例外との関係があり、またその適用要件が厳しいことと、ちょっと古いポケットベル時代の情報通信機器を前提とする一種の指針が作成されているために、最近の情報機器の発展とややそぐわない面がある。

そういう意味で、もう少し、こののみなし労働時間制の適用が認められるための3要件をきちんと見直すと同時に、在宅勤務中の自発的労働の解釈基準をきちんと明確化する必要があるのではないかという提案である。

4番目には、もうちょっと先の話であるが、在宅勤務等、より自由度の高い働き方を可能とするために、どのような労働法制上の工夫が必要かということを示示的に示して、これについては、今後の検討課題にしている。

ここで、報告書（案）の調整過程で各委員からいただいた意見について、外国人労働問題、在宅勤務の順に簡単に紹介させていただく。

外国人労働問題については、大沢委員から「外国人労働者の受入れについて、日本における社会的コストが強調され過ぎている。メリットも大きく、お互いの違いを認め、尊重することで双方にとって利益が生まれると思う。」、樋口委員から「高度技能実習制度については、団体監理型であったとしても、技能実習制度3年間の受入れ企業の実績を判断し、団体が関与するのではなく、個別企業が責任を持って申請を行えるような方策についても検討すべき」、山川委員から「実務研修と技能実習を一本化するとしても、いきなり現在の技能実習のような働き方は想定されていないことから、その点については注釈を設けるべき。」との意見があった。

他方、在宅勤務については、大沢委員から「在宅勤務のメリットについて、「就業を中断することなく働ける」との考え方にたっているが、中断を望む者もいることから、その点については中立的に書くべき。」などのご意見をいただいている。

今回提示させていただいた報告書（案）では、これらのご意見も踏まえたものとしている。

外国人労働問題、在宅勤務ともに長い時間をかけて議論したものであるが、これまでの議論も含め、問題点や第2次報告（案）で書き切れなかった今後の課題についてお話いただければと思う。

外国人労働についてこれでおしまいになるわけではないと考えており、一方多様な働き方は今後ともずっと議論していくので、その中でまた在宅勤務も議論されるかと思う。

私からは以上である。御自由に御議論をいただければと思う。

(井口委員) まだ残っているテーマというか、第2次報告(案)に含めてはいただいているが、まだいろいろと検討すべき点もあるということで、提起しておきたいと思う。

研修・技能実習制度については、特に不正行為を行った受入団体の被害を受けた研修生、技能実習生に対する、色々な緊急的な措置についても明記していただいております、その点は非常にありがたいことだと思っているが、これを実際に具体化することになってくると、ややイメージ不足になっている点がある。まして、ちょっと気になっているのは、労働基準監督機関がどのぐらい協力してくれるかということもある。もう一つは、外国人集住都市会議でも今、議論を始めているが、自治体がこの問題についてどう関与するのかという部分が、実は余りはっきりしていないという点があるかと思う。

企業や受入団体が研修生・技能実習生を受入れたが、地域と隔絶されたような状態になっているケースが少なくない。勿論、友好都市関係で研修生が入っているようなケースは例外といえよう。しかし、どうしても地域の自治体が、今までこういう人たちのケアに十分な関心を払ってきこなかったのではないかと。今後具体的にホットライン的なものの導入を考えたり、JITCOの地方駐在事務所の機能を強化したりする場合には、やはり労働基準監督機関以外に、自治体にもある程度の協力をしていただかなければいけないと、私自身は考えている。

第2次報告(案)には、例えば看護や介護、特に医療、福祉関係の資格の問題などを書き込んでいただいている。

これらの分野においても、明示的には書いていないが、「ワーク・ライフ・インバランス」が需給ミスマッチの重要な原因であると考えられる。要するに、実際に就労している看護師は120万人強いるのに、これとは別に約55万人は有資格でありながら家庭に戻ってしまい、なかなか労働市場に戻って来られない方々がいる。同じ問題が介護・福祉関係の職種についても、顕著な形で出ているわけである。

この報告(案)では、全く違うテーマが2つくっ付いているようにも見えるが、「ワーク・ライフ・インバランス」を是正していかないといけないという点で、共通した性格を持っている。外国人といえども長期間にわたりワーク・ライフ・バランスが維持できないような分野にずっと押し込めることは、恐らく人権上も難しい。やはりある程度の期間を経たら自由に職種を変わっていくことが基本的な考え方の原則になるのではないかと思う。これについても、「労働移動が円滑に進むように」という表現を入れていただいているが、逆に言うと、一定期間が過ぎたらその職種にとどまらないかもしれないという趣旨がここに入っているということに関係省庁にも是非御理解いただきたい。外国人の方々といえども、我が国に入ってきて、ずっと補充的に機能するわけではないという点を強く申し上げたい。

まだ多くの論点があるが、もう一点だけ申し上げておきたい。技能移転という観点からいろいろな新しい取組みが考えられる。特に「高度技能実習制度」を導入するに当たっては、過度に制度を複雑にすると、制度を構築するだけで、何年も、例えば2、3年かかることとなり、導入決定から、随分と時間が経ってしまう。

この制度は、あくまで新しい外国人受入れ制度を考えるステップとしては非常に重要ではあるが、これで何か事足りたと考えることはできない。そういう意味で、もうちょっとスピード感を持って改革を進めていただく必要があるのではないかと考えている。

必要な規制はしなければいけないが、過度に複雑な制度にしてしまうと誰も入れなくなる。誰も入れないような制度では、出来たと言って喜ぶわけにもいかない。そのことを併せて強調したいと思う。

(八代会長) どうもありがとうございました。

井口委員がおっしゃったことは全くそのとおりで、使われない制度は意味がないので、過度に複雑にならない形で、「技能実習生に係る在留資格の整備」は「遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出」と規制改革推進のための 3 か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)に記されているので、その際にできるだけ反映していくように求めていきたいと思う。

看護師の問題については、55 万人も資格があるのに働いていない人をどうするかということが重要である。これについては、やはり今の看護師の働き方は当然ながら深夜労働が事実上義務化されており、それはできないということから働けないという理由も大きいのではないかと聞いている。こういうとき、昼間だけなら働ける、あるいは部分的であれば働けるという人たちに雇用機会を提供することで、この 55 万人を少しでも減らすことが可能になるのではないかと、それを可能とするためにも外国人労働の意味合いは大きいのではないかとと思う。

ただ、外国人労働者はずっと深夜だけ働いていればいいというわけにはいかないで、やはり一定期間後の転職の自由をどのように保障するのも大きなポイントである。日本人と違って外国人だけに転職の自由がないというわけにはいかないで、そこの手当も含みどのような制度を組むかについては、本報告(案)ではまだ書いてないが、今後の大きな課題になるのではないかと考えている。

(小林委員) 外国人労働者の問題に関し「ジョブカード」の導入が提起されている。外国人労働者に対する法制面での検討がなされてきたが、結局外国人労働者の働いている実態がうまく把握できない現状に問題点があることが分かった。「ジョブカード」を導入することにより、研修・技能実習の実績やキャリアなどが記載されることとなり、日本で働いている間の軌跡がきちんと把握され労働者の福祉の向上のために活用されることに結び付いていけば、非常に制度として充実していくのではないかとと思う。また、これは外国人労働者ばかりではなくて非正規労働者やフリーターや高齢者の就労対策としても同様なことが言えるので、労働市場に「ジョブカード」が有効に機能することを期待したい。

在宅勤務に関しては、当初から本調査会で提起されていた正規・非正規の「壁」、男女の「壁」などの 6 つの壁のうちの、一つの突破口になるのではないかと考えている。

特に、出産・子育て期になって、仕事や働き方をちょっと変えたいという男女のニーズ、あるいは一定期間休みたいというニーズが、これから働き続けてかつ子育てをしていくカップルにと

ますます大きくなると思う。

しかしながら、現状では会社を一旦辞めてしまうと、次の仕事に就くときには、途端に非正規労働者になってしまうという大きな壁がある。仕事を継続するために、例えば子どもを持つ夫婦が、男女それぞれに在宅勤務を活用することにより、月・水・金はお母さん、火・木はお父さんと分担することで、1週間育児をしながら仕事することも可能になってくるはずである。

そういう面で、在宅勤務制度は可能性を秘めており、これが本当の意味でのワーク・ライフ・バランスになるだろうと思う。その時に重要なのは、既に議論されたようにより自由度の高い働き方の中で、過度な働き方をどう規制していくかという問題があり、それについては現行法制の中でできる限りの現状に適した適用条件を示して、一つの突破口を開いたと理解している。

しかしながら、まだ現行法制上ではみなし労働法制の限界のような、どうしても突破できない問題が残ったと思う。それについては、最後のところで、今後の三つの検討の筋道を提起したことは非常に意味があることだと思う。そういう点からも、今後の問題として第2次報告（案）を一つのステップにして、3つの筋道に向かってホップ・ステップ・ジャンプしていくような検討が続けられることを要望したい。

（八代会長） ありがとうございます。お二人からいただいた貴重な意見も踏まえて今後とも議論を進めていきたいと思うが、今回は、本案をこういう形で第2次報告として了承いただくということで、よろしいか。

（「はい」と声あり）

（八代会長） どうもありがとうございました。

皆様からいただいた意見を踏まえて、この調査会終了後には本調査会の第2次報告として公表させていただきたいと思う。

そして、このとりまとめられた報告書については、時機を見て経済財政諮問会議に報告したいと思っている。

（八代会長） 次回以降の日程については、9月5日に各委員の御予定を一度お伺いしたが、もう一度また調整の上、追って事務局から連絡させていただきたいと思う。

本日はありがとうございました。